

第 8 編 砂 防 編.....	8-1
第 1 章 砂防堰堤	8-1
第 1 節 適用.....	8-1
第 2 節 適用すべき諸基準.....	8-1
第 3 節 工場製作工.....	8-1
1－3－1 一般事項	8-1
1－3－2 材料.....	8-2
1－3－3 鋼製堰堤製作工	8-2
1－3－4 鋼製堰堤仮設材製作工.....	8-2
1－3－5 工場塗装工.....	8-2
第 4 節 法面工	8-2
1－4－1 一般事項	8-2
1－4－2 植生工.....	8-2
1－4－3 法面吹付工.....	8-2
1－4－4 法枠工.....	8-2
1－4－5 法面施肥工.....	8-2
1－4－6 アンカー工.....	8-2
1－4－7 かご工.....	8-2
第 5 節 仮締切工.....	8-2
1－5－1 一般事項	8-2
1－5－2 土砂・土のう締切工	8-2
1－5－3 コンクリート締切工	8-3
第 6 節 コンクリート堰堤工.....	8-3
1－6－1 一般事項	8-3
1－6－2 作業土工（床掘り・埋戻し）	8-3
1－6－3 埋戻し工	8-4
1－6－4 コンクリート堰堤本体工.....	8-4
1－6－5 コンクリート副堰堤工.....	8-5
1－6－6 コンクリート側壁工	8-5
1－6－7 間詰工.....	8-5
1－6－8 水叩工.....	8-5
第 7 節 鋼製堰堤工.....	8-5
1－7－1 一般事項	8-5
1－7－2 材料.....	8-5
1－7－3 作業土工（床掘り・埋戻し）	8-5
1－7－4 埋戻し工	8-6
1－7－5 鋼製堰堤本体工	8-6
1－7－6 鋼製側壁工.....	8-6
1－7－7 コンクリート側壁工	8-6
1－7－8 間詰工.....	8-6
1－7－9 水叩工.....	8-6
1－7－10 現場塗装工.....	8-6
第 8 節 護床工・根固め工.....	8-9
1－8－1 一般事項	8-9
1－8－2 作業土工（床掘り・埋戻し）	8-9
1－8－3 埋戻し工	8-9

第 8 編 砂 防 編	1
第 1 節 適用.....	1

1－8－4 根固めブロック工.....	8-9
1－8－5 間詰工.....	8-9
1－8－6 沈床工.....	8-9
1－8－7 かご工.....	8-9
1－8－8 元付工.....	8-9
第 9 節 砂防堰堤付属物設置工	8-9
1－9－1 一般事項	8-9
1－9－2 作業土工（床掘り・埋戻し）	8-9
1－9－3 防止柵工	8-9
1－9－4 境界工.....	8-9
1－9－5 銘板工.....	8-9
1－9－6 点検施設工.....	8-10
第 10 節 付帯道路工.....	8-10
1－10－1 一般事項.....	8-10
1－10－2 作業土工（床掘り・埋戻し）	8-10
1－10－3 路側防護柵工	8-10
1－10－4 舗装準備工.....	8-10
1－10－5 アスファルト舗装工.....	8-10
1－10－6 コンクリート舗装工.....	8-10
1－10－7 薄層カラー舗装工	8-10
1－10－8 側溝工	8-10
1－10－9 集水桝工.....	8-11
1－10－10 縁石工.....	8-11
1－10－11 区画線工.....	8-11
第 11 節 付帯道路施設工	8-11
1－11－1 一般事項.....	8-11
1－11－2 境界工	8-11
1－11－3 道路付属物工	8-11
1－11－4 小型標識工.....	8-11
第 12 節 工場製品輸送工	8-11
1－12－1 一般事項.....	8-11
1－12－2 輸送工	8-11
第 13 節 軽量盛土工.....	8-11
1－13－1 一般事項.....	8-11
1－13－2 軽量盛土工	8-11
第 2 章 流 路.....	8-12
第 1 節 適用.....	8-12
第 2 節 適用すべき諸基準.....	8-12
第 3 節 流路護岸工.....	8-12
2－3－1 一般事項	8-12
2－3－2 作業土工（床掘り・埋戻し）	8-12
2－3－3 埋戻し工	8-12
2－3－4 基礎工.....	8-12
2－3－5 コンクリート擁壁工	8-12
2－3－6 ブロック積擁壁工.....	8-12
2－3－7 石積擁壁工.....	8-12
2－3－8 護岸付属物工	8-13

2-3-9 植生工.....	8-13
第4節 床固め工.....	8-13
2-4-1 一般事項.....	8-13
2-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）.....	8-13
2-4-3 埋戻し工.....	8-13
2-4-4 床固め本体工.....	8-13
2-4-5 垂直壁工.....	8-13
2-4-6 側壁工.....	8-13
2-4-7 水叩工.....	8-13
2-4-8 魚道工.....	8-13
第5節 根固め・水制工.....	8-13
2-5-1 一般事項.....	8-13
2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）.....	8-13
2-5-3 埋戻し工.....	8-13
2-5-4 根固めブロック工.....	8-13
2-5-5 間詰工.....	8-14
2-5-6 捨石工.....	8-14
2-5-7 かご工.....	8-14
2-5-8 元付工.....	8-14
第6節 流路付属物設置工.....	8-14
2-6-1 一般事項.....	8-14
2-6-2 階段工.....	8-14
2-6-3 防止柵工.....	8-14
2-6-4 境界工.....	8-14
第7節 軽量盛土工.....	8-14
2-7-1 一般事項.....	8-14
2-7-2 軽量盛土工.....	8-14
第3章 斜 面 対 策.....	8-15
第1節 適用.....	8-15
第2節 適用すべき諸基準.....	8-15
第3節 法面工.....	8-15
3-3-1 一般事項.....	8-15
3-3-2 植生工.....	8-15
3-3-3 吹付工.....	8-15
3-3-4 法枠工.....	8-15
3-3-5 かご工.....	8-16
3-3-6 アンカー工.....	8-16
3-3-7 抑止アンカー工.....	8-16
第4節 擁壁工.....	8-17
3-4-1 一般事項.....	8-17
3-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）.....	8-17
3-4-3 既製杭工.....	8-17
3-4-4 現場打擁壁工.....	8-17
3-4-5 プレキャスト擁壁工.....	8-17
3-4-6 補強土壁工.....	8-17
3-4-7 井桁ブロック工.....	8-18
3-4-8 落石防護工.....	8-18

第 5 節 山腹水路工.....	8-18
3-5-1 一般事項	8-18
3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）	8-18
3-5-3 山腹集水路・排水路工.....	8-18
3-5-4 山腹明暗渠工.....	8-18
3-5-5 山腹暗渠工.....	8-18
3-5-6 現場打水路工.....	8-19
3-5-7 集水柵工	8-19
第 6 節 地下水排除工.....	8-19
3-6-1 一般事項	8-19
3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）	8-19
3-6-3 井戸中詰工.....	8-20
3-6-4 集排水ボーリング工	8-20
3-6-5 集水井工	8-20
3-6-6 排水トンネル工	8-20
第 7 節 地下水遮断工.....	8-20
3-7-1 一般事項	8-20
3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）	8-20
3-7-3 現場打擁壁工.....	8-20
3-7-4 固結工.....	8-20
3-7-5 矢板工.....	8-20
第 8 節 抑止杭工.....	8-21
3-8-1 一般事項	8-21
3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）	8-21
3-8-3 既製杭工	8-21
3-8-4 場所打杭工.....	8-21
3-8-5 シャフト工（深礎工）	8-21
3-8-6 合成杭工	8-21
第 9 節 斜面对策付属物設置工.....	8-21
3-9-1 一般事項	8-21
3-9-2 点検施設工.....	8-21
第 10 節 軽量盛土工.....	8-21
3-10-1 一般事項.....	8-21
3-10-2 軽量盛土工.....	8-22

第 8 編

第 8 編 砂 防 編

第 1 章 砂防堰堤

第 1 節 適用

第 1 節 適用

- 1．

本章は、砂防工事における工場製作工、工場製品輸送工、砂防土工、軽量盛土工、法面工、仮締切工、コンクリート堰堤工、鋼製堰堤工、護床工・根固め工、砂防堰堤付属物設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2．

工場製品輸送工は、第 3 編第 2 章第 8 節工場製品輸送工の規定によるものとする。
- 3．

砂防土工は、第 1 編第 2 章第 3 節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定によるものとする。
- 4．

軽量盛土工は、第 3 編第 2 章第 11 節軽量盛土工の規定によるものとする。
- 5．

仮設工は、第 3 編第 2 章第 10 節仮設工の規定によるものとする。
- 6．

本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編材料編、第 3 編土木工事共通編の規定によるものとする。
- 7．

受注者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

- 1．

浜松市の発注する砂防工事は、静岡県土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部監修）第 8 編 砂防編によるものとする。
- 2．

前 1 項に定めのない事項については、本仕様書の規定によるものとする。